

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年5月19日 12時10分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市答志島南岸沖 答志和具港南防波堤灯台から真方位229° 1.4海里付近 (概位 北緯34°30.4′ 東経136°52.5′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{サイラム ツー} Sairam IIは、西南西進中、わかめ養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年6月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Sairam II、5トン未満（長さ8.63m）
船舶番号、船舶所有者等	260-40145愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 バラストキール下部に擦過傷 わかめ養殖施設 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、鳥羽市鳥羽港に寄港する目的で、機帆走により自動操舵で菅島水道の答志島南岸寄りを約6ノットの対地速力で西南西進していた。</p> <p>船長は、舵輪の後方でベンチに腰を掛け、時折下方を向いてベンチの上に置いた食事をとりながら操船していたところ、前方の黒色の浮き玉に気付くのが遅れ、減速したものの、本船が、‘答志島南岸沖のわかめ養殖施設’（以下「本件施設」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が118番通報を行い、海上保安部から連絡を受けた漁業協同組合の漁船によって引き出された後、自力で鳥羽港に入港した。</p> <p>船長は、以前通航した答志島西岸沖に養殖施設が設置されていることを知っていたものの、初めて通航する菅島水道の答志島南岸沖に養殖施設を見掛けなかったため、航行の支障となるものはないと思った。</p> <p>船長は、初めて通航する菅島水道の本件施設が設置されていることを知らず、答志島西岸沖寄りだけに養殖施設があると推察して出航したが、事前に養殖施設の設置状況を調べておくべきだったと思った。</p> <p>船長は、航程を短縮する目的で、菅島水道の答志島南岸寄りを航行することとしたものの、同水道の中央寄りを航行すれば良かったと思</p>

	<p>っていた。</p> <p>本船のGPSプロッターには、本件施設が表示されていなかった。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約1.8mであった。</p>
分析	<p>本船は、西南西進中、船長が、初めて通航する菅島水道の本件施設が設置されていることを知らない中、航行予定海域には航行の支障となるものはないと思い、下方を向いて食事を取りながら航行を続けたことから、本件施設に向かっていることに気付くのが遅れ、黒色の浮き玉を見て減速したものの、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、以前通航した答志島西岸沖に養殖施設が設置されていることを知っていたものの、初めて通航する菅島水道の答志島南岸沖の養殖施設の設置状況を調べておらず、答志島西岸沖寄りのみに養殖施設があると推察して出航したことから、本件施設が存在することを知らなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が西南西進中、船長が、初めて通航する菅島水道の航行予定海域には航行の支障となるものはないと思い、下方を向いて食事を取りながら航行を続けたため、本件施設に向かっていることに気付くのが遅れ、黒色の浮き玉を見て減速したものの、本件施設に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、操船に集中し、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、事前に養殖施設の設置状況を確認するなど航行予定海域の水路調査を行い、同海域の水路状況を把握して航行すること。